

財務諸表等の備付け及び閲覧規程

1. 目的

本規程は、産業標準化法第 49 条に基づき財務諸表等の備付け及び閲覧に関する規定を定める。

2. 財務諸表等

毎事業年度経過後 3 月以内に作成された以下のもの。

- その事業年度の
- (1)貸借対照表
 - (2)損益計算書
 - (3)事業報告書。

なお、産業標準化法第 49 条に基づき備え付け及び閲覧に供する財務諸表等は閲覧用ファイルに整理されたハードコピーとし、作成後 5 年間事務所に備えておく。

3. 閲覧又は謄写、謄本又は抄本の請求

被認証事業者その他の利害関係人よりは、ICJ-JIS 登録認証事業部の業務時間内にて以下に掲げる請求があった場合は、応じるものとする。

- ①財務諸表等の閲覧又は謄写の請求
- ②財務諸表等の謄本又は抄本の請求

4. 財務諸表等の謄本又は抄本の請求に関する費用

財務諸表等の謄本又は抄本の請求に関する費用は、一式 金 5,000 円とする。

5. 閲覧又は謄写、謄本又は抄本の請求に係る手続き

上記 3 項の請求を受諾する場合は、ICJ-JIS 登録認証事業部 様式 F4-43 「財務諸表等の閲覧等申請書」により 申請を受諾するものとする。